

平成31年2月定例会 文教厚生委員会（付託）

平成31年2月27日（水）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

山西委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、追加提出議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますようよろしくお願いいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その3））

- 議案第67号 平成30年度徳島県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第83号 平成30年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 徳島県キャリア教育推進指針Ⅱ「とくしまの未来を切り拓くキャリア教育」（案）について（資料1-1, 1-2）
- 次期「徳島教育大綱」コンセプトについて（資料2）

美馬教育長

教育委員会関係の提出議案等につきまして御説明申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、平成30年度一般会計・特別会計補正予算案でございます。

それでは、お手元の文教厚生委員会説明資料（その3）の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総括表でございます。

教育委員会全体の一般会計補正予算額といたしまして、表の最下段の計欄に記載のとおり24億647万5,000円の減額をお願いいたしております。

この結果、平成30年度一般会計の予算総額は793億1,274万6,000円となっております。

なお、各課別の補正額及び財源内訳につきましては表に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

特別会計でございますが、学校教育課所管の奨学金貸付金特別会計におきまして、高校生等に対する奨学金の貸与見込額の決定等に伴い9,576万4,000円の減額補正をお願いいたしております。

3ページを御覧ください。

課別主要事項でございますが、その主なものにつきまして順次御説明を申し上げます。

まず、教育政策課でございますが、全日制高等学校管理費の①の全日制高等学校管理費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1,009万6,000円の増額補正をお願いいたしております。

4ページをお開きください。

施設整備課でございますが、高等学校費の学校建設費①の高校施設整備事業費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1億1,557万1,000円の減額補正をお願いいたしております。

5ページを御覧ください。

教育創生課でございますが、計画調査費の①の地方創生の深化のための支援費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で772万7,000円の減額補正をお願いいたしております。

6ページをお開きください。

教職員課でございますが、事務局、小・中・高等学校、特別支援学校の教職員給与費の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で15億633万3,000円の減額補正をお願いいたしております。

7ページを御覧ください。

福利厚生課でございますが、教職員人事費の①の退職手当におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で4億5,143万1,000円の減額補正をお願いいたしております。

8ページをお開きください。

学校教育課でございますが、事務局費の①の管理運営費におきまして、高等学校等就学支援金の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で9,246万7,000円の減額補正をお願いいたしております。

9ページを御覧ください。

奨学金貸付金特別会計の①の奨学金貸付金におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で9,576万4,000円の減額補正をお願いいたしております。

10ページをお開きください。

特別支援教育課でございますが、特別支援学校費の①の学校管理運営費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で399万7,000円の増額補正をお願いいたしております。

11ページを御覧ください。

人権教育課でございますが、教育指導費の①の生徒指導費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で415万3,000円の減額補正をお願いいたしております。

12ページをお開きください。

体育学校安全課でございますが、保健体育総務費の②の学校安全管理指導費におきまして、災害共済給付金の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で3,840万9,000円の減額補正をお願いいたしております。

13ページを御覧ください。

生涯学習課でございますが、社会教育総務費の⑤の青少年教育費におきまして、各種事業の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で2,298万3,000円の減額補正をお願いいたしております。

たしております。

14ページをお開きください。

教育文化課でございますが、文化及び文化財費の③の埋蔵文化財総合センター管理運営費におきまして、国等からの埋蔵文化財発掘調査受託事業の額が決定したことなどに伴い、総額で1億7,918万5,000円の減額補正をお願いいたしております。

15ページを御覧ください。

最後に、文化の森振興本部でございますが、文化の森総合公園文化施設費の③の博物館運営費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で230万9,000円の減額補正をお願いいたしております。

16ページをお開きください。

繰越明許費の追加でございます。

施設整備課における教育財産取得及び管理費、高校施設整備事業費では、ブロック塀等緊急安全対策などにおきまして、繰越予定額12億4,476万8,000円をお願いするものでございます。

福利厚生課における教職員住宅管理費では、ブロック塀等緊急安全対策におきまして、繰越予定額1,716万4,000円をお願いするものでございます。

教育文化課の文化財保護費では、県指定有形文化財「奥村家住宅」保存修理事業などにおきまして、繰越予定額1,481万9,000円をお願いするものでございます。

文化の森振興本部の博物館運営費では、博物館新常設展設計事業におきまして、繰越予定額2,382万5,000円をお願いするものでございます。

次に、繰越明許費の変更についてでございます。

2月定例会の開会日におきまして先議で御承認を頂きました施設整備課における特別支援学校施設整備事業費におきまして、国府支援学校食堂空調設備改修工事などを加えまして、翌年度繰越予定額の補正後欄にあります7,618万3,000円に変更をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、提出案件の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、2点、御報告をさせていただきます。

1点目は徳島県キャリア教育推進指針Ⅱ「とくしまの未来を切り拓くキャリア教育」(案)でございます。

お手元に資料1-1と資料1-2をお配りしておりますが、資料1-1で説明させていただきます。

平成26年3月策定の徳島県キャリア教育推進指針に基づき、発達段階に応じ、学校・家庭・地域が連携したキャリア教育の推進を図っているところでございますが、グローバル化の進展、人口減少社会、Society5.0時代の到来等、新たな時代の潮流を踏まえ、予測困難な時代を生きぬく力を備えた人財を育成するため、今後5年間の方向性を示す、新たな徳島県キャリア教育推進指針の策定を進めているところであり、このたび、指針の案について概要を報告させていただくものです。

指針の構成といたしましては、現指針の概要とこれまでの取組を整理したこれまでの取組をもとに、その成果と課題を児童生徒の変容に着目して自己肯定感の向上や働くことへの理解等の7項目、学校間連携（縦の連携）と学校・地域間連携（横の連携）の状況として

4項目で整理し、推進方針と今後の主な取組につなげ、三つの推進方針と、そのために必要なアプローチ、課題に対応する具体的な今後の取組等をそれぞれ記載しております。

特に、推進方針と今後の主な取組では、1、「ふるさと とくしま」を知る・考える機会の創出・拡充として、とくしまのよさ、強みを知り、学んだことを活用する仕組みを構築することにより、地域・経済団体等と連携した活動の充実を、2、挑み続ける「人財」の育成として、人生100年時代を見据えた多様な職業観・勤労観の育成により、モデルなき時代を歩むために、課題の解決にチャレンジする機会の充実を、3、「自分」を認め・創る手立ての実践として、新学習指導要領において活用が求められている生活等を振り返りこれからの生き方を見通すキャリア・パスポートを活用することにより、児童生徒が自らの将来と社会づくりにつなげる取組を進めるなど、各発達段階や子供たちの状況等に応じて推進する取組例を示しております。

今後は本案を基に、3月中を目途に成案を策定し、本県キャリア教育のより一層の充実に向け取り組んでまいります。

2点目は、次期「徳島教育大綱」コンセプトでございます。

お手元の資料2を御覧ください。

本県教育行政の指針であります現行の徳島教育大綱につきましては、下段の参考欄に記載の通り、平成27年度に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律により「地方自治体の長は、総合教育会議において協議し、教育の振興に関する大綱を策定すること」と規定されたことに伴い、総合教育会議や県議会で御審議を頂き、平成27年12月に現大綱を策定し、取組を推進してまいりました。

この現大綱が今年度をもって4年間の推進期間を終了いたしますことから、次期大綱の策定に向け、政策創造部との連携・協力を図り、昨年11月22日及び去る2月22日に徳島県総合教育会議を開催し、委員の皆様から、御意見を頂いてまいりました。

本日、お示しさせていただきますコンセプトは、所管する政策創造部がこうした御意見を踏まえ、昨日の総務委員会に報告したものであります。

まず、1の策定方針として、I o TやA Iなどの革新技術の急速な進展や、経済社会のグローバル化・ボーダレス化の加速など、現大綱策定後の社会情勢の大きな変化を踏まえ、教育の果たすべき役割について、新たな方向性を明示することとしております。

現段階での具体的なコンセプトといたしましては、2、目指すべき「人財」像として、総合教育会議において資料に記載の四つの観点から意見集約を図っているところであります。

3の重点項目につきましては、本県教育の目指す人財育成に向けて、重点的に取り組むべき教育施策について五つの体系で取りまとめているところです。

なお、4の推進期間については、現大綱と同様に、平成31年度から34年度までの4年間とし、県議会においても御審議を頂いた上で、今後更に県総合教育会議での検討を進め、7月の策定を目指してまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

山西委員長

以上で、説明等は終わりました。
それでは、これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

岡田委員

いろいろ説明をありがとうございました。それで、資料2で次期徳島教育大綱のコンセプトについて、概要の説明を頂きました。非常に社会の変化が激しい時代になりまして、1年ごとの変化もすごいです。先ほど教育長からSociety5.0という、未知の時代がやってくることに対して、子供たちは果敢に挑んでいかなければいけない時代になり、また、ダイバーシティ、多様性という中で、それぞれの個性を社会の中でどう生かしていくかという、今までの固定概念に縛られていた教育概念も取っ払って、教育の学びを続けていかなければいけないという在り方を踏まえて、次の教育大綱を作られるということです。教育大綱の策定方針としては、いろいろな社会の変化を踏まえて、ある程度方向性を定めていかないと、教育の在り方を確立できないし、ずっと教育委員会の皆さんがそれぞれの年齢に応じた学びの場を作っていくということをおっしゃられています。その積み上げは基本的な作業として絶対必要やし、年齢相応な教育の在り方というのは当然必要になってくると思われるんですが、方向性としてどのように策定を進めるのかをもう少し詳しく教えてください。

臼杵教育政策課長

本日御報告をさせていただきました、次期教育大綱のコンセプトに関してでございます。

今後、どのような方向性で進めていくのかというところでございますが、現教育大綱は平成27年12月に策定をされまして、全国をリードする消費者教育をはじめ、徳島ならではの教育を推進してきたところでございます。一方、委員からもお話がございましたようにこの現教育大綱から4年間で、AIやIoTなどの革新技術の進展など、教育を取り巻く環境は大きく変化をしているところでございます。

教育大綱は、知事が教育委員会との協議の場であります総合教育会議におきまして協議をしまして、策定、改定するもので、知事部局の政策創造部が所管しており、教育委員会としては協力する形で、取組を進めているところでございます。

11月に開催をいたしました本年度第2回の総合教育会議におきましては、これまでの4年間の取組の成果を踏まえまして、協議を行っていただいたところでございます。各教育委員からは、社会が大きく変化をする中、自分の将来をしっかりとデザインし、生き抜く力を育成することが大切ではないかという意見、また、人生100年時代といわれる中で、生涯を通じて学び、活躍できる力を身に付けることが重要であると、こうした御意見を頂いたところでございます。

また、2月22日に開催をいたしました、第3回の総合教育会議におきましては、現教育大綱で積み重ねてまいりました成果は引き継ぎつつ、社会情勢の変化にしっかりと対応できる人財の育成という方向での御意見を賜ったところでもございます。このため、次期教育大綱の策定に当たりましては、現教育大綱の成果を発展的に引継ぎをいたしまして、こ

うした社会情勢の変化をしっかりと捉えまして、新たな視点や課題を盛り込みながら、本県教育の新たな基軸といたしまして、策定が進められていくということになるかと思いません。

教育委員会といたしましても、政策創造部にしっかりと協力をしながら、取組を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

岡田委員

是非、社会の情勢に敏感であって、情報収集をしていただきながら取り組み、また、どのように子供たちを育てていこうとされるのか、もう少し具体的にお話し願いたいと思うんです。今度からプログラミング教育や、英語教育が教科として導入されるのが決まっているんですけども、それと合わせて社会の動きはどう考えても早いように思うので、その中であって、目指すべき方向性ということで、次期徳島教育大綱が作られるとは思いません。その時代に後れを取らず、子供たちを育てていけるような環境づくりというものも合わせて、教育現場としては取組を進めてもらいたいなという思いを込めて、どのように子供たちを育てていく計画でしょうか。

臼杵教育政策課長

この次期教育大綱におきまして、どのような子供を具体的に育成しようとしていこうとしているのかという御質問でございます。

次期教育大綱の策定の方向性としていたしましては、総合教育会議の議論におきまして、IoTやAIなどの急速な進展や、経済のグローバル化、ボーダーレス化の更なる加速など、社会情勢の大きな変化にしっかりと対応しまして、強く生き抜いていく力を育むことが重要であるというふうな御意見がございました。

こうした御意見を踏まえまして、本日御報告をさせていただきましたコンセプトにおきましては、次期教育大綱での目指すべき人財像を記載させていただいております。社会の在り方が大きく変わる中で、自らの将来を見据えて、未知の事象に対しても主体的に解決し未来を切り開いていく人財など、こうした四つの視点から現時点におけます方向性というものを示させていただいているところでございます。

一方で、委員からもございましたように、人口減少の進行や、超スマート社会、Society5.0時代の到来、また多様な人材が共生する多文化共生社会の進展など、技術革新や、社会制度の変革が大きく進んでおります。こうした大きく変化を続ける社会情勢に対しまして、新たな課題にしっかりと対応できる、次期教育大綱での目指すべき人財の具体的な人物像につきまして、今後、学校現場や県民の皆様に分かりやすい形で盛り込むことができますように、総合教育会議でも議論を深めていただきながら、教育委員会といたしましても、政策創造部に協力いたしまして、取組を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

岡田委員

是非、時代に後れを取ることなく、子供たちの育成にしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。そして、策定目標が平成31年7月ということになっていますので、新しい年

号になって初めてできる教育大綱ということになりますので、またそういう意味でも新しい時代を担っていけるような教育大綱にしていきたいと思えます。外国人就労者の制度も変わっていったり、また、経済のグローバル化とか、本当に子供たちの教育を取り巻く環境以上に社会環境とか世界の在り方っていうのがものすごく変わってきている中であって、子供たちがその世界の中でどう生き抜いていくのか。先ほどのお話にもありましたように、生き抜いていく力っていう部分は絶対変わらないもので、それを培っていくためのそれぞれの施策であってほしいと思えますので、それを踏まえて、7月が一応策定の目標というふうになっていますので、スケジュール的なものを教えてください。

臼杵教育政策課長

今後のスケジュールに関してでございます。

今後、総合教育会議での議論を深めていただきながら、学校現場や県民の皆様には伝わりやすい表現など、細部の検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。次年度5月に総合教育会議を開催したいと思っております、この中で素案という形でお示しをしまして、議論を頂きたいと思っております。

こうした議論を踏まえたものを政策創造部から6月定例会の総務委員会に御報告いたします。教育委員会といたしましても、その時点で文教厚生委員会に御報告をさせていただきます、御論議を賜りたいと思っております。また7月に、総合教育会議で御審議を頂きました上で、策定される予定になっておるところでございます。

岡田委員

ということは、今が2月末なので、あともうわずかな期間での策定になろうと思えますので、スピード感を持ちながらも、教育大綱ですので、その指針となるべきものですので、残しておかなければならない言葉というのは絶対あると思えます。徳島の教育の中であって子供たちがどんな時代になっても生き抜いていける力を培って、次の時代を担ってもらえる子供たちを育成してもらおうということ、教育大綱で目指していただきたいと思えますので、是非そのようになることを期待申し上げてこの質問は終わります。

もう1点、今回本会議でも長尾議員からの質問が出ていましたけど、避難所となる県立体育館の空調の話です。その中で、体育館というのは県立学校の体育館で検討するというのが答弁だったと思うんですけど、具体的にはどのような計画といいますか、どのような段取りでそれを進めていこうとされているのか、まず伺います。

藤本施設整備課長

ただいま、避難所となる県立学校体育館における空調の設備導入について御質問を頂きました。

先般の一般質問の知事答弁にもありましたように、県立学校体育館への空調設備につきましては、モデル的に学校等を選定いたしまして、持続可能な施設管理の検証に取り組むという方針を打ち出したところでございます。

今後、空調方式等につきましても、設置場所やランニングコストなど、総合的に勘案いたしまして、そういった導入の手法等を検討していくということでございます。

岡田委員

やはり、災害があつて避難所となつて一時的に避難する場所と、それと何か月も避難していかなければならない場所という、それぞれの場所がある中で、冬の寒さもさることながら、夏の暑さというのは防ぎようがないと思うんです。

それと、去年の夏もそうでしたが、異常な、今までに想定してないような気温になつて、現在の体育館の造りによっては天井からの熱が体育館の中にこもってしまつたり、今までも風通しがいいように窓を開けてくれていたりはするんでしょうけども、やはりその中にかかなりの人数が入つて暮らしを営まなければいけないという避難所に空調があるということは、病気も防げますし、熱中症にもならなくて済むし、体調を崩すという人が少なくなるという意味でもかなり必要な設備ではないかと思ひます。

そして、一つ、私がお勧めしたいのはガスの空調なんですけども、阪神淡路大震災のとき、なぜ淡路島の北淡町の復旧が早かつたかという、淡路の北淡町は全部LPガスボンベだつたんです。神戸市内は逆に進んでいまして、都市ガスなので全部配管で供給されていたということです。だから、都市ガスの配管が壊れていたりメンテナンスができないと、ガスを流すことができないということで、ガスの復旧が非常に遅かつた。ガスも電気も水も、同じような仕組みになっているというのが都会の話なんですけど、田舎の特に鳴門も徳島県もほぼ、徳島市内では避難地域であつたらほぼガスボンベであつたり、ガスタンクであつたり、単体で配給であつたりができるようになっております。それで、やはりそうなりますと、その復旧が早いということ、それと安全を担保できるという意味でもやはりガスというのも一つの方法として検討していただきたいと思ひます。

また、本会議の中での質問のやり取りにもありましたが、大阪北部地震のときにもガス空調にしていた学校の復旧が早かつたということも実際いい事例として挙がつてきておりましたので、そういうふうな所を是非参考にさせていただきたい。ただ、ランニングコストであつたり、先ほども持続可能な空調の設備をするというようなお話がありましたので、その意味では年間通して安定的な経営といいますか、ランニングコストがいけるのかという部分が多分一番の選ばれる基準になるのかなと思うんですけど、それ以上に、いざ発災後の復旧の早さとか、維持管理の仕方という部分で、是非また検討課題に加えていただきたいと思ひます。

それと今、皆さんガスボンベで想像されていると思うんですけど、ガスタンクというのがありまして、それは油を運ぶタンクローリーのようなガスのタンクローリーで、タンクに充填しに行きます。

それで、ガス業者に聞いてみたら、ガスタンクの中の基礎をきちんとして、耐震にして、かさ上げして設置しますので、少々の津波が来ても流れないようにしているから大丈夫という話なので、東日本大震災のときには、かなりガスボンベが流れたという情報を皆さん持たれていると思うんです。ボンベは人が動かすのは大変でも水の力ではすぐに浮いてしまうものなんですけど、ガス空調などの大きなガス量には、ガスボンベじゃなくてガスタンクを固定して設置するというような形になりますので、いろいろ検討していただけるといふ御答弁だつたんですけど、いろいろな方法がありますし、一つの方法としての御提示をさせてもらっている話ですので、またランニングコストと対策について是非、御協議を

深めていただきたいなと思うんですけど、そのあたりの検討はどうですか。

藤本施設整備課長

ただいま、空調設備におけますLPガス方式という御提案を頂きました。

知事答弁でもありましたように、電気方式や御提案のLPガス方式など空調の方式につきましても導入事例、あるいは、設備に関します技術的な情報収集なども早急に行いまして、空調方式、それから設置場所、ランニングコストなどを総合的に判断、勘案して検討していきたいと考えております。

御指摘のように猛暑対策というのは、児童生徒の安全安心の確保もそうですし、避難生活の改善を図るためにも、喫緊の課題と認識しているところでございます。まずは答弁にありましたように、避難時の障がい者、高齢者など要介護者への対応としては、冷暖房設備の整っている既存の会議室などの施設を有効活用していきたいと考えております。

また、空調設備とまでいかななくても大型扇風機やミスト扇風機といった機器などの充実、それとモデル的に空調設備の設置についても検討していきたいと考えております。

岡田委員

ふだんの子供たちの夏の体育、また部活動で使用するというのが県立学校の体育館でございますので、おっしゃるようにそれが目的で、災害時に備えるというシームレス化という部分での空調の設備に是非取組をお願いしたいと思うのと、もう1点、これをどこに設置するかを今後検討するというのが、本会議の答えだったんですけども、是非、鳴門高校が私はお勧めだと思うので、その1点をお願いしたいなと思うんです。なぜかといいますと、当然、鳴門渦潮高校もございます。鳴門渦潮高校は、堤防壁による津波対策もして、私のエリアでは避難所になっております。ただ、鳴門渦潮高校の場合、二次避難する場所が実際ございません。金比羅神宮のある近くの山まで行こうとすると、徒歩で15分ぐらい掛かります。

鳴門高校はちょっと内陸部にあるので津波の想定は低くなっているし、裏に山があって、万が一のときに二次避難して、また体育館に降りてきてというような避難の方法として、東日本大震災の状況を聞いていると、自分たちの所よりも高い所に避難所があるほうが、避難するのにふさわしいというお話もございましたし、いろんな意味で、今後の検討課題の中で一つの場所として検討していただければと思うんですけどもいかがでしょうか。

藤本施設整備課長

ただいま、モデル校の選定についての御提案もございました。

モデル校の選定につきましては、様々な災害発生を想定いたしまして、平時にはスポーツ活動の拠点として、災害時には避難所としてシームレスに利用可能な体育館、これを選定していきたいと考えております。今後、早急に選定をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

岡田委員

是非、いろいろな中での検討をしていただくということで、モデル校としての策定もそのうちして下さるといふ話です。避難所に想定されていて、そして、子供たちが安全に体育や部活動ができるという意味での、年間を通じてシームレスな空調が利用できる設備というふうに理解しておりますので、それに適した所で目指してほしいなというのと、最終的には全部に設置してください。それをお願いして終わります。

上村委員

私からも3点お聞きしたいと思います。

1点は、一般会計予算についてですけれども、一つは消費税10%増税に伴う利用料、使用料の引上げが既にこの予算の中には含まれているのかどうかということと、議案第48号から議案第50号のような条例の一部改正、これも消費税の10%増税に伴う条例の一部改正だと思うんですけれども、これについては子供たち、特に教育に関する問題なので、私は引き上げるべきではないという意見なんですけれども、これについて少し説明をしていただきたいと思います。

臼杵教育政策課長

消費税の増税に伴います条例改正に関してでございます。

1点目の今回提案させていただいております予算の中に、消費税増税分が含まれているかどうかというところでございますが、私ども教育政策課で所管をしております高校等の学校管理費というものがございまして、今回、平成31年度におきます学校管理費の中にも、消費税の増税分を含みまして予算を提案させていただいているところでございます。

もう1点、条例改正の内容に関してでございます。

今回の改正は消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴いまして、教育委員会関係の使用料の額、利用料金の額を改定するというものでございます。

対象の施設としましては、徳島県立牟岐少年自然の家、徳島県文化の森総合公園の文化施設の使用料、徳島県立総合教育センターの使用料でございます。

全庁的な方針に基づきまして、現行の単価に2%の上昇分を乗じまして、10円未満は切り捨てるという方針の下で、これは前回と同様の方針でございますが、このたびの条例改正で料金改定をしましたものを一例として申し上げますと、例えば文化の森では21世紀館のイベントホールでございましたら、午前の使用ということで6,780円から6,900円に改定をさせていただきます。

総合教育センターでは、ホールでありましたら、午前の使用で8,540円から8,690円と、先ほど申しました基本方針に見合う形での改定をしておるといふ、このような条例改正の内容となっておりますのでございます。

上村委員

今、具体的な金額の説明もありましたけれども、私どもは、教育に関するものは子供たちの負担にも掛かってきますので、一律に消費税増税分をそのまま県民に転嫁するというのは反対です。この点はちょっと御意見として申し上げておきます。

それから気になったんですけれども、特別会計の9ページですかね。奨学金貸付金特別会計がかなり補正額で減額されていて、その減額の主なものが奨学金貸付金になってますけれども、これはなぜこれだけと見込まれたのか。その要因と実際にはこの間の経過としてはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

藤本学校教育課長

特別会計の徳島県奨学金についての質問ということで、お答えさせていただきます。

奨学金貸付金特別会計でございますけれども、補正前3億3,715万9,000円ということで予定しておったところに、補正額といたしまして9,576万4,000円の減額をお願いしているというところでございます。

この内容につきましては、奨学金の貸付金につきましては平成26年度から就学のための給付金事業、これは高校の授業料相当が給付されるというものでございますが、これが開始されましたことによりまして、申請者の減少が続いているというところではございます。

平成30年度におきましても見込みで考えておりました申請者より減じておりまして、当初予定していました金額につきましては、やはり奨学金の性質上、申請があった場合に必ず速やかに給付ができるということを前提に予算を組んでおりますので、多少余裕をもって見込んでおったところに、申請者が減少したということで、9,000万円余りの減額をお願いするというふうな状況になったところでございます。

上村委員

申請者の減少には何か原因があるのでしょうか。単純に子供の数が減っているとかということではないということですか。ちょっと分かれば教えてください。

藤本学校教育課長

申請者の減少という部分についてでございますが、先ほども申しましたが平成26年度からの授業料相当額の給付金事業の影響によりまして、申請者の減少というのは現在進んできているところではございます。

そしてまた、やはり生徒数も減少しております。そういう要因もございまして。また、経済的な要因という部分で、若干改善されているところもあるのかもしれませんが、そういうところも含めてトータル的に新規の申請者が減っているような状況でございまして。

上村委員

教職員の多忙化の対策ということで、県教委でも働き方改革を具体的に進められているところではございますけれども、この教員の働き方改革のメニューについてお伺いするんですけども、教員の多忙化の決定的な要因は今何だとお考えでしょうか。まず、この点をお聞きしたいと思います。

臼杵教育政策課長

多忙化の要因というところでございますが、学校の教員にとりましては学校での様々な業務がございまして。

子供たちに授業をするということは当然でございますけれども、様々な学校の校務がございまして、こうした校務に対応していくこと、また保護者への対応、それと中学校あるいは高校におきましては部活動がございまして、こうした部活動への対応、そうした様々な要因が生じておりまして、教員の多忙化につながっておるという状況であるかというふうに認識しております。

上村委員

現在多くの先生が1日に授業を5コマから6コマ持っていると思うんです。

これを県では、どういうふうに捉えられていますか、このとおりでいいんですかね、全国的にはそういうふうに使われているんですけど。

藤川教職員課長

ただいま、1人当たりの授業のコマ数について御質問がありました。

教職員は国の定められた定数に基づきまして人員を配置しておるところですが、それには当然小学校であれば学級担任制、中学校・高校であれば教科担任制の考えに基づいて、適正な人員を算出した上で配置しておる形になっておりますので、コマ数については適正な規模で実施されております。

上村委員

ちょっと私の聞き方が悪かったんですかね。現在1人の教員が平均で1日、小学校だと6コマ、中学校は5コマ、国の統計ではそういうふうに出ているんですけども、この点で徳島県の実状というのは、どうなっているかはつかんでいるのでしょうか。

藤川教職員課長

今、コマ数について追加の質問を頂きましたが、小学校の場合は1日の授業の実数に基づいて担当する授業のコマ数が決まっております。

私は元々高校の教員なんですけれども、そちらでは大体実数が1日というような形ではなくて、週当たりで18コマ程度というふうに使っております。

そうすると1学年で持つ1週間の授業の中で約半分強というような数になると思います。

上村委員

すいません。私も実際に教員はしたことないので、この感覚がちょっとよく分からないんですけど、現場の先生方に話をお伺いすると、大体1日4コマで何とか1日の労働時間8時間でこなせる。ところが今小学校では大体6コマ、中学校では5コマの授業を持っている。そうすると1日の働き方とすると、休憩時間を取るとすれば、とても授業準備まで手が回らないんだと。ほかにもいろいろ、先ほどもありましたけども、校務に付随したものとか、あと保護者への対応とか、部活動とかあるので、どうしても一番大事な授業準備が持ち帰りになってしまう。そこで非常に風呂敷残業は多くなるし、場合によっては学校に残ってそういう授業準備、次の日の準備をするために、ひどい場合は朝方2時、3時、

特に授業参観なんかがあると、きちっと準備をしようということで泊まり込むような先生もおいでるんだっていうことを、本当にすごい実態だなというのを聞きました。今、一番この教員の多忙化を解消するために考えなくてはいけないのは、本当にこの一番大事な授業の単位がこなせる働き方になっているかどうかと思うんですけど、残念ながら徳島県の働き方改革のメニューもいろいろ方策は考えられて、部活動の負担軽減とかいろいろ非常に良いものもあるんですけども、その根本原因についてきちっと分析をされてないんじゃないかなというのは、ちょっと私も感じるので、改めてこの問題を取り上げさせてもらいました。

これは11月議会の達田議員の一般質問でも取り上げた問題なんですけれども、そもそも教員定数は、初めて法律で定めたのが1958年なんですけれども、このときは考え方として、1教員当たりの標準指導時間数の関係から教職員数を割り出したというふうな説明を文部科学省もしています。

大体1教員当たりの標準指導時間は1週間24時限、24コマですかね。これを標準と考えて、そうすると1日平均4時限、4コマで1日の勤務時間の8時間のうち、休憩時間をきちっと取った上で4時間を正規の授業に充てて、残り4時間は教科外の指導や指導のための準備整理とか、その他校務に付随したものに充てると、そういった考え方で教職員定数というのは決められてきた経過があるんです。

皆さんもよく御存じだと思うんですけど、ところが1990年代以降、国がこの原則を結局投げ捨ててしまって、教育のためにということではいろんな課題を現場に入れてきたということで、非常に多忙化をして、その上、週休2日制ということもありまして、1日当たりにこなさなくてはいけない仕事量がうんと増えてきた。ここをきちっと押さえて見直さないと、本当の働き方改革にはならないんじゃないかなと思っている点です。

今回この働き方改革を進めながら一方で教職員の定数を減らしていくということで、お聞きしましたら、児童生徒の減少に従って国が定めている定数だから、それに従って教職員の定数も減らしていくということで、今回も条例改正を提案されていますけれども、私は、そもそも教員が求められている仕事量をこなすためには、今の教員の数ではこなせないから一番には教員定数を増やす。それも非正規じゃなくてちゃんと正規の教員でということが、子供さんの教育を充実させるためにも一番大事なことかなと思うんですけども、この点で私たちも常々教職員の定数削減には反対してきていますけれども、今の働き方改革に当たって、この授業の準備を含めてしっかりと余裕を持ってできるような対応を是非考えた改革メニューにしていきたいと思うんですけど、この点については、どうお考えでしょうか。

臼杵教育政策課長

教員定数を増やすべきではないかというところでございます。

これまでも少し御説明申し上げたところなんですけれども、教員の定数につきましては法律の定めによりまして、これに基づいた積算がなされておるということでございまして、県として、国からの教員定数を増やすなどの裁量を働かせるというのは難しい状況であり、委員からもございましたように子供の数が減少する中で、今議会で御提案させていただいておりますように昨年と比べまして定数を減少させる条例案というふうなところでござい

ます。

また一方で、全国の都道府県教育委員会の教育長や教育委員で構成いたします全国都道府県教育委員会連合会におきましては、例年国に対しまして教職員定数における定数改善や加配の拡充を講じますように要望を提出してきておりまして、一定の措置がなされているところではございます。

定数の面で、一時的に大きな改善というのは難しい状況ではないかというふうには認識しておりますが、引き続きまして、こうした要望活動はしっかりと継続をしてまいりたいと考えております。

またスクール・サポート・スタッフなどの外部人材の活用もしっかりと拡大をしてまいりたいと考えております。昨年11月に策定をいたしました「とくしまの学校における働き方改革プラン」におきましては、教育委員会・学校が取り組む改善策を提案しております。

このプランを着実に教育現場で実践していただくことによりまして、働き方改革の相乗効果を生むことができますように取組を進めてまいりたいと考えております。

上村委員

国が定数を増やすということをやらないとなかなか難しい部分も多いと思うので、是非、引き続き国には定数増を求めていく、そういったこともやっていかななくてはいけないかなと思っているところです。

それと教員の負担になっている施策が非常に多くなっているということで、この削減や中止も大事な課題になってくると思うんですけれども、現場の先生方の話を聞いてますと、ともかく県独自の学力テストや学力テスト対策のための補習とか、それに伴う業務、これをまず減らしてほしいという意見が非常に多いんです。

神奈川県とか長野県、岐阜県、奈良県、広島県は今年度から県独自の学力テストを中止していますけれども、この点についてはどうお考えなのかということと、それと教員の場合、残業代がないということで残業時間が把握されずに勤務時間が把握できないようなブラックな状態が続いているということが、国もこれは認めてるんですけれども、今回、国が勤務時間の把握を強く義務付ける労働安全衛生法の改正を行っていますが、県では教員の勤務時間の把握をどのように行うのか、その点をまたお聞きしたいと思います。

それから変形労働時間制の導入の検討、これも改革メニューに入っていますけれども、この変形労働時間制を導入するに当たってメリットは何か、デメリットは何か、どのように考えておられるのか、この点についても伺いたいと思います。

中上学校政策課学力向上推進幹

ただいま、学力調査におけます教員の負担ということについて御質問を頂きました。

学力調査は児童生徒の学力の状況を課題分析して、教員の授業改善に結びつけていくといったことが目的でありまして、特に今学習指導要領で求められております知識・技能を活用する力を図っていくという点において、大変有効なものであると考えております。

また、日頃教員独自でそういった活用力を見る問題を作るといったことは、逆になかなか難しい状況もありまして、全国調査ですとか県の学力ステップアップテストを活用して

そういった児童生徒の学力の状況を把握できるということは、ある意味教員の負担軽減にもつながっていくものではないかと考えております。

さらに、今年度からですが、県の学力テストにつきましても、春1回のみのテストということで回数を削減しております、負担の軽減を図っております。

もちろん県の学力ステップアップテストにつきましても、各校で採点とか入力作業をお願いしておりますので、負担が全くないということではありませんが、テストを終了後、約1か月の採点期間といいますか、そういう期間を設定しております、学校の先生方には余裕を持って作業を行っていただけるように配慮しているところであります。

今後も引き続き、教員の負担軽減に取り組みながら学力調査を有効に活用して、児童生徒の学力向上や教員の指導力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

臼杵教育政策課長

教員の勤務時間の把握についてでございます。

昨年11月に策定いたしました「とくしまの学校における働き方改革プラン」の中でも明示をさせていただいております、このプランは五つの柱立てに沿いまして策定しておりますが、その一つ目の柱としまして、勤務時間の管理と意識改革とさせていただいております。

この中で市町村教育委員会の取組例といたしまして、勤務時間の実現に関する方針の目標設定に加えまして、ICTを活用した勤務時間管理の導入整備の検討をしようという取組例も示させていただいております、既に本年度重点モデル地域やモデル校におきましては、こうしたICTを活用しました時間管理の把握が進んでおるところでございます、本年度、こうした成果というものをその他の市町村にも周知をしまして、この着実な勤務時間の把握に取り組んでいきたいと考えております。

また、来年度から県内の小中学校に整備を進めます県下統一しました小中学校の統合型校務支援システムにつきましても、機能の中に教員の方の出退勤管理のシステムも導入することとしております、これから2年間掛けて整備をしてまいりますので、少し期間が掛かりますけれども、全県下統一しまして全ての小中学校に導入が進みますので、こうしたシステムの中で教員の勤務時間の把握に努めていただきたいというふうに考えております。

もう1点、変形労働時間につきまして御質問を頂いております。

変形労働時間につきましては、労働時間を1日単位ではなくて、年単位や月単位などで一定期間の平均で調整をする制度でございます、業務の繁忙状況に応じまして労働基準法が定める労働時間の上限を超えまして、労働時間を設定できるというものでございます。

本年1月25日に中央教育審議会の働き方に関する答申におきましてもこうした1年単位の変形労働時間の導入が提案をされているところでございます。

また、この導入に関しまして、この答申の中では長期休業中の業務量を一層縮減することが前提であるというふうなことも提言されております、例えば夏季休業期間中などの長期休業期間におけます部活動の休業期間の設定でありますとか、一層の部活動指導員の活用、そして教員研修の精選や受講しやすい環境の設定であるとか、こういったことも答

申の中では提案されております。

メリット、デメリットというお話もございましたけれども、このプランの中で位置付けておまして、県教育委員会、市町村教育委員会と導入に向けまして検討を進めるというふうに記載をさせていただいているところでございます。

そうした検討の中で、本県におけます変形労働時間の在り方というところを効果という点も含めまして検討してまいりたいと考えておるところでございます。

上村委員

それぞれお答えいただいたんですけれども、本県独自の学力テストですけれども、教員が問題を作るのは負担になるって、これ教員本来の仕事なんですよね。そのクラスに応じて子供たちの習熟度に応じて工夫してテスト問題を作り、そしてそれに基づいて採点していく。こういうことはもう教員がずっと従来やっていたことなので、そういうもののほかに県下で統一した、そういう一律の学力テストとそれに基づく採点、これが負担になっているというんです。先生方に子供たちの学力向上、そういったものに対しての対応はお任せして、それぞれの現場の子供たちに応じた対策を取っていくのが本来の姿だと思いますので、この点は是非、検討をお願いしたいと思います。

それから勤務時間の把握については、少なくとも2年間待てばきちっと校務支援システムで全て把握できるようになるというので、これは期待したいと思います。

それから変形労働時間制については、ほかの産業でも導入されて既にデメリットが明らかになっています。特に学校の先生は夏休みは暇だろうというふうな一般認識がありますけれども、今そうじゃないんです。ですから、夏休み期間以外の異常な長時間労働が固定化されてしまうということで、現場ではこの変形労働時間制に対しては大変危惧する声が多いんです。是非、その点を考えて検討して導入は止めていただきたいなと思うところです。

それから、最後に時間が余りありませんけれども、自衛官募集啓発ポスターのコンクールについてちょっとお伺いしたいと思います。

県のホームページを見ますと、ポスターコンクールの趣旨とそれから優秀な成績を収めた作品については表彰式を行うということで、今年度も県の玄関のホールに知事賞をはじめ、優秀賞の方のポスターが実際に置いてあります。担当は市町村課ということですが、教育委員会としてこの点についてどう考えているのかお伺いをしたいと思います。

というのは、今年の1月25日ですか、徳島県教職員の会と退職教員連絡協議会の皆さんが、県内の中高生などを対象にした自衛官募集啓発ポスターコンクールの中止を求める要求書を提出して交渉しています。

私もその現場に立ち会いましたけれども、子供たち自身にこうしたポスターを描かせて、そして自衛官募集を訴える。こういったことは本当に教育としても問題じゃないかなと思うことで、こういった点についてお伺いしてるんですけれども、どうお考えでしょうか。

藤本学校教育課長

市町村課で実施しております自衛官募集啓発ポスターコンクールについてということで

の御質問でございますけれども、この募集につきましては、徳島県において自衛官の募集事務を担当しております市町村課から、各市町村長宛てに徳島県自衛官募集啓発ポスターコンクールへの協力依頼という文書が7月に出され、7月から10月31日の間でポスター募集がなされているということでした。

対象については、県内の中・高等学校及び大学・高等専門学校・専修学校に在学する生徒・学生というふうになっておりましたが、募集内容は確認しましたところ、陸海空の自衛官がそれぞれの職場で誇りを持って働くことができ、一人一人が輝ける職場であることをPRする内容というふうになっております。

この募集につきましては、ほかにも数多くのコンクールの募集というのを学校のほうでは行っています。その中の一つであるというふうに認識をしておるところで、この市町村課が実施しておりますコンクールにつきましては、自衛隊法施行令第119条の広報宣伝活動ということで、募集担当課が法的な根拠に基づき募集したものであるというふうに認識をしておるところでございます。

上村委員

法に基づいてということではなかったけれども、これは理解、協力をお願いしているということでは強制ではないんです。

徳島県がちょっと異常だなと思うのは、子供たち自身にポスターを描かせていることなんです。県がポスターを作ってそして募集を掛けるということは別に問題はないと思うんですけれども、この特に中学生です。今の自衛官が応募して実際に海外に行けばどうなるかということを知りたいと思うんです。本当に安保法制が2015年に強行されて、いざとなれば海外に行って殺し殺される、そういった現場に遭遇する可能性もあるということで、今、自衛官の応募が大変減っている。そういったことで、教育現場にも是非、自衛官募集の協力をということで自衛隊からも話があるということはいろいろ問題になってますけれども、本当に教職員の方にとったら、戦後再び戦場に送らないとそういった思いで教育をやってきた。ところが子供たち自身にそういったポスターを描かせて募集を掛ける。これはもうあってはならないことだということで強く抗議をされています。教育委員会としては、子供たち自身に自衛官募集の啓発ポスターは描かせるというふうなことについては、教育上もいろいろ問題があるということで、この取組はやめるように知事に言うべきではないかと私は思います。この点については再度どうお考えかをお伺いしたいと思います。

藤本学校教育課長

この募集についてということで、どのように認識があるかというところでございますが、先ほども申しましたが、市町村課では法律に基づいて募集ということで行われているということですので、また各学校のほうでも任意の応募ということで、夏休み中の募集ということで、非常に数多くのポスターコンクールのような募集のものが、各学校には参ってきております。その中の一つとして、任意の応募という形でやっているということで問題がないというふうに考えているところでございます。

上村委員

問題はないと言われますけれども、本当に自分が描いたポスターを見て自衛官に応募した若者が、万が一海外に派兵されて戦争に巻き込まれて死傷するようなことがあって、その事実を知ったときに、それを描いた子供さんがどういう思いをするか、そういったことも教育の現場に携わるものは是非、考えていただかなくてはいけないと思うところです。

そういった思いで、退職教員の方も非常に今の徳島県のこの教育の現場で起こっていることについては危惧されています。

他県では子供たち自身に描かせる高校生とか専門学校生、大学生については、こういったポスターコンクールで募集している所もありますけど、特に中学生などに描かせるのは例がないと思うんです。

是非、この点も調べていただいて、改めてこうした異常な取組はやめていただきたいと意見を申し上げて終わります。

西沢委員

嘉見委員には悪いんですけども、ちょっと非常に興味がある問題なんで、この前発見されて新聞に載りました阿南市加茂宮ノ前遺跡についてちょっと聞きたいと思います。

徳島県というのは今まで非常にいろんな言い伝えとか伝説なんかがありまして、何か日本は元々が世界の発祥の地じゃないかという中で、徳島県はその中でもまた一番発祥の地じゃないかと、何かそんなことがずっと言われてきまして、残念ながらそれらが調査されることもなく今まで来たというところが非常に歯がゆいような気がしておりました。いろんな人が興味を持って調査してきましたけども、今までこれといったものが余りなかったような気がします。

その中で、今回本当に大変な物が発見されたと思うんですけど、その前に例えば先ほど言いました徳島県には前方後円墳の発祥でないかとか、それが奈良とかあっちに移っていったのでないかという話でございます。

それとか剣山にソロモンの秘宝とか、これも戦争中に何かかなりのものが出てきたのが、途中で調査を止められたという形跡もありますよね。それからあらたえ調達の件とか、天岩戸の開きのときに、その一族、忌部族がそこでおられた、その忌部族の末えいだと、そういうのが語り継がれているとか。本当に何でなんかなというぐらいいろんなことが言い伝えられております。

その中で去年2月に若杉山遺跡から水銀朱の原料のしんしゃ、坑道が見つかったという新聞記事がありました。

新聞記事によりますと今までは露天掘りで掘るのが主だった。坑道を掘ってするのは日本で初めてみたい、そこだけしかないような感じで非常に注目されているとのことですが、その坑道だけでは出てくる量は少ないと思いますね。だからその周辺にはいろいろと、露天掘りも含めてもいろんな所がいろんな角度で掘っていった跡が当然あってもおかしくない。そうでなかったら100メートル四方ぐらいの馬鹿でかいような工場跡みたいな遺跡が出てくるはずがないですよ、量がどんどん出てこなかったら。それが3,500年前、4,000年前、要するに日本がまだ出来ていないというときに馬鹿でかい工場跡があった。何かそんなのが本当にあったのか不思議で仕方ないですけども。現場を見に

行ってきました。大勢の人がいました。新聞報道によると900人ぐらいですか、午前と午後と2回ありました。私は午前に行きましたけど、それこそ押し合いへし合いでなかなか見るのも大変だったぐらいの人がいました。全国から来てまして、すごい注目度があるなど、それで新聞にちょこっと載りました。最後埋め立てるんだというのがありまして、いろんな人から、これを埋め立てるんかということで、大勢の人からどうにかならんのかっていう話その現場でもありました。

それ以前にちょっと話を聞きまして、非常に残念ではありますけども、埋め立てないかんのかなというふうに思いますけども、そこらあたりからまず一つ教えてください。

木野内教育文化課長

西沢委員より阿南市の加茂宮ノ前遺跡の状況について御質問を頂きました。

まず、加茂宮ノ前遺跡のこれまでの状況を御説明させていただきますと、国土交通省が床上浸水対策のために進めております那賀川床上浸水対策特別緊急事業に伴いまして、堤防工事の予定地でございます加茂宮ノ前で行っております発掘調査で出土した遺跡でございます。国の委託を受けまして、平成28年度から教育文化課と公益財団法人徳島県埋蔵文化財センターにおいて発掘調査を進めてきたところでございます。

調査では、委員のお話にありましたように、弥生時代の朱の生産を示します石きね、石臼、また昨年の夏には鉄器の加工を行った鍛冶炉跡などが数多く発見されたところでございます。

今回さらに、下層部から縄文時代後期の集落が発見されまして、祭祀、お祭りに使われたとみられる円形の配石、また、朱が付着した道具類、あるいは原石も数多く出土いたしまして、今御紹介いただきましたように2月23日土曜日の現地説明会では900名もの多くの方に御覧いただいたところでございまして、県南地域の弥生時代を代表する遺跡、出土品といたしまして、非常に貴重なものであると認識しております。

当地域はこれまで甚大な浸水被害が発生している地域でございまして、国が特別緊急事業として進めております堤防の予定地でございますので、工事進捗に支障を来さないよう国の御協力を頂きながら、調査期間であります本年度末に向けまして調査を加速させてきた状況でございます。

今お話しいただきましたように保存の考え方でございますが、今回のように発掘調査におきまして貴重な遺物が出たという場合には、その扱いにつきまして開発事業者、今回は国でございます、また、県関係部局等との調整を行っておりまして、まず当遺跡は堤防工事予定地の正に直下であるという状況でございますが、前を流れております那賀川の川幅の状況、また、その対岸には山が迫っているという地理的状況から、この堤防の位置を変えることはできないとお聞きをしております、また既に地表面から4メートル以上と深く掘り下げております現状、今後更に下の層に向けて調査を進める必要から、この場所での特殊性があると考えてございまして、例えば、この場所での保存というのは不可能であると考えております。

安全安心の確保の観点から、国の意向を最大限に尊重する必要もございまして、調査完了後は速やかに埋め戻しを行う必要があると認識しております。

西沢委員

私も現場を見ましたけれども、そこだけ川幅が狭くなっているんです。だから、上流も下流のほうもちょっと広いということで、そこをまた横に狭くしたら、洪水がもっと大きくなるということで堤防の位置が変えられないということですよ。

掘るのも上から掘っていく、弥生時代、縄文時代、ずっと掘っていくので、しまいには何もなくなる、最後に土だけは残りますけれども、上のほうはまず掘ってしまっただけでなくなるということで、その状況では残せないということがありました。

新聞報道で同志社大学文学部の水ノ江教授が言ってますね。いろいろありますけど、最終的には、遺構を切り取って復元するんだっただけでもらいたいというふうな話がありましたけれども、こんなことができるんですか。

木野内教育文化課長

遺構の一部を切り取るといった手法につきましては、まずは技術的な検討が必要になってきますとともに、相応の工期を要することとなりますので、この調査期間内での調査完了に影響があると考えております。

西沢委員

知事が、こういう遺構が出てきて時間が掛かるということで、堤防ですから早急にせないかん、地元の方々の話の中で、平成32年度中ですか、そういう形の中で早急に堤防を作るんだという発言もあったりして、なかなか後に伸ばせないというのは当然あると思います。

でもこれは、大変なものだと思いますけども、まずどのぐらい大変なのかわちょっと教えてもらいたい。

木野内教育文化課長

この出土品の状況でございますが、まずはこれまで発見されていなかったようなお祭りに使われた円形の配石が多数出土したという状況、さらに朱が付着した道具類、他県では非常に少数しか出ておらない道具類、例えば石臼、石きねなどの朱が付着したような道具類が約300点、また原石や関係の出土品が700点余り、合わせて約1,000点ということで、非常に多くの出土がございます、先ほど申しましたように県南地域、あるいは日本を代表するような出土品であると考えております。

西沢委員

日本を代表するような出土品、量もすごい、面積もすごい。

私も見ましたけれど、耳飾りもありましたね。穴を開けてピアスみたいな感じであるようなこと言ってますけど、そんなのがそういう時代からあったんだなとびっくりしました。くわもありましたし、いろんなものが数多くあり、びっくりしました。

それが、残念ながら埋め立てて何にもなくなるというのでは、ちょっとこう、何とかならんのかなというのはやっぱり、みんなの思いだと思います。

できるだけこれを見える形の中でどうにか残してほしいなと思います。

まだまだ調査も必要だと思います、多分これはまだ始まりなのかな。そういう大きな所に鍛冶炉跡が出てきた、それでまだまだこの朱を取った、しんしゃですか、取った跡が坑道とか露天掘りも出てきているんですか、若杉山遺跡というのは。そういう、まだまだ調査したらいろんなものが出てくるんじゃないかと思うんですけれども、どうなのでしょう

木野内教育文化課長

現在調査を進めておりますのは、一部は弥生時代の遺構面、また更にその下の縄文時代後期の遺構面ということで、一部まだ掘れていないエリアもございますので、工期末に向けまして鋭意作業を進めてまいり所存でございます。

また、お話しいただきました若杉山遺跡、ここから5キロメートルほど上流にあります、こちらからも朱の原石でありますとか、採掘に使ったような石材等が出土しております、こちらは国からも評価を頂いております、非常に価値の高い史跡、採掘坑の跡であると考えております。

また、若杉山遺跡とこちらの加茂宮ノ前遺跡の関連性、あるいは朱がどのように採掘されこちらでどのように活用されたかというのは、今後の調査の課題であると考えておりますので、しっかり現地の調査をいたしまして、また若杉山遺跡との関連性につきましてもこれからの調査研究の中でしっかりと解明をしてまいりたいと考えております。

西沢委員

さっき言いましたように、これ国が始まる以前の問題ですよ。3,000年、4,000年前といたら、国ができたのがまだ3世紀とかですから、その中であいうしんしゃが、朱の顔料が、いろいろこの遺跡から出たものが全国に伝わっていった。下手したら中国も行ったかも分かりませんが、そういう、例えば朱の科学的な分析をすれば、どこに行ったんだというのも多分分かるんでないか、何かよくいろいろ聞きます。一つ正確に調べたら、同じものだとしても中の成分によってこのものだと分かるとかよく言われますんで、朱として使ったといっても、ここここは同じものだ、ここから出たものだと分かるんじゃないかなとか、いろいろ発想が広がっていく、全国とか、もっと広がっていくんじゃないかなと思います。是非そんな調査も含めて、国と一緒に、県だけでは非常に難しいんで、先ほど国の委託を受けたと言いましたけれども、これ、国からの単なる補助を受けたというんですか、それとも埋蔵文化財としての指定を受けているんですか。国からの予算をもらってくるのに必要なものをちゃんとやって、できるだけ多く引っ張ってきて調査を大々的にやってもらいたいなと思うんですけれども、そういう意味でどうなんですか。

木野内教育文化課長

この加茂宮ノ前遺跡の調査に係る国との事業の関係でございますが、この加茂宮ノ前遺跡につきましては、開発事業に先立ちます埋蔵文化財の発掘調査ということで、事業者であり、また原因者であります国から受託事業ということで予算を頂きまして、発掘調査を進めておるところでございます。

文化財としての指定につきましては、いろいろ調査、研究をした上で今後の課題であると考えております。

西沢委員

当然、こんなものが出てたんですから、それも含めてより多くの、より大々的な調査というものを国に相談して委託を受けてほしいなというふうに思いますね。

私も分かんのですけれども、どれほど大変なことかというのがまだピンときてないんですよね。でも、日本で今まで最大であったその朱を採るところに比べて何十倍もでかい、出てきただけでも非常に桁違いの物が出てきている。

要するに、本当に奈良のいろんな遺跡に匹敵するようなものになっていくんじゃないかなと思います。

一番は先ほど言いました、いろんなことが徳島では言い伝えがあります。そんな中のこれは突破口に、やっぱりそういうことを調査する、今までは物が無いから言い伝えがあったけども、なかなか調査ができなかった、でもこういうものが出てきたら、これを一つの突破口にして、いろんなものを広げて行ってほしいなと、こじ開けているいろんなものを調べてほしいというふうに思います。多分、徳島県は本当に特殊な地だと思います。

こんな話もあります。^{あまべ}海部というのがありますね。あれも海を渡って、外国から海部の鞆に来たと。そこから出雲とか、和歌山県、千葉県、そちらのほうにまで移っていったという話がございます。そのそれぞれの地には、徳島県の地名がついているところがいっぱいあります。そういうことを今言われている人がいて、確かに出雲大社でも、大社の中に流れている川が吉野川だったり、何かいろいろ徳島県内でもいっぱいあります。そしてそういう忌部族の話とはまた別の話もあったりします。

だからどこまで広がっていくか、広がらないか分かりませんが、徳島県は本当にそういう古代の歴史としては、最重要な所だと私は思いますんで、それを皆さん方、やられる方々は、しっかり認識する中でいろんなものに手をつけて、広げて行ってほしいと思います。

できたら、せっかくそこの地に出てきたんですから、何かの形でそれを残して、そこで今大勢の人がそこに来ると。数キロメートル離れたところに恐竜の骨が出てきた所もありますから、そんなのも含めてかどうか分かりませんが、そこの地に大勢の人が来て、本当にすばらしいなと喜んでもらえるようなものに仕上げたいというふうにも思います。

最後に教育長、お願いします。

美馬教育長

今回の加茂宮ノ前遺跡を埋め戻すということにつきましては、本当に残念だということろは私も思っております。

しかしながらやはり、住民の皆様の安全、それから国の方針、そういったものを考えたときに、これはやむを得ぬことなのかなと思います。しかしながらこういった、せっかく徳島県が古代から育んでできた遺跡をこのまま何らかの形で後世に伝えていく、そしてまたそれを徳島県の誇りにしていく、そういったことは非常に大事なことであるというふう

に認識しております。

今後とも、こうした発掘事業等を含めまして、それをまた子供たちにも伝えていく、そういう形をどのようにしていけばいいのかということも考えていきたいというふうに思っております。

今後とも、県内に残りますこうした遺跡、文化財等について、しっかりと、もちろん保存しながらも、また活用していくという視点もしっかり持っていきたいというふうに考えております。

西沢委員

先ほども言いましたが、本当に徳島県はそういう意味では、特殊な地だと思います。ところが今までそういう古代の調査など、遺跡調査とかはあんまり重点的ではなかったような気がします。

特に南のほうは、海部郡のほうは余り重点的ではないと、空白の地だというふうなことを言われてまして、それらを含めて今回のことを踏まえて、徳島県はもう一つの大きな柱としては、そういう発掘のことを古代の調査というのを一つの大きな柱として頑張ってほしいと思います。

山西委員長

ここで、午食のため休憩したいと思います。（11時59分）

山西委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

高井委員

大きく分けて2点質問があるんですが、その前にこの間の本会議で長尾議員の御質問に答えられて、県立夜間中学校を設置するという表明がございました。大変すばらしいことだと思います。ありがとうございます。

今まで御準備に着々と当たられて御英断を公表されたこと、心より敬意を表したいと思いますし、着々と2021年開校に向けての御準備をお願いを申し上げたいと思います。

確か文部科学省も全国にできるだけ早く整備をしてほしいという要望もあると思いますし、教育機会確保法というのでできておりますので、その主旨からもできるだけ全ての人に教育の機会を確保するという法律でもあり、まだ8都道府県31校ぐらいしか数がないと思います。

そういう中で、全国初の公立の中学校ということで、御期待を申し上げるとともに、これが正に本会議での質問答弁にもあったとおり、これから増える外国人の方々や、今まで学びの機会を失われたままで残念な状況に置かれていたの方々、いろんなお立場の方々がこういう機会を得て行けるようになることは、本当にすばらしいことだろうと思います。是非準備をよろしくお願いしたいと思います。

そこで、この2021年開校に向けて徳島中央高校に併設をするということでもございまして、外国人等がもちろん行けるようにするというところでありますが、その設置開校に向け

てのスケジュール的なものが今決まっていれば教えていただきたいと思います。

中上学校政策課学力向上推進幹

ただいま、高井委員から夜間中学校の開校に向けまして、今後どのようなスケジュールで進めていくのかということで御質問を頂きました。

来年度まず、県教育委員会内に仮称ですが、設置推進のためのチームを組織しまして、基本計画や入学希望者の把握に必要な調査方法等につきまして、速やかに協議を行ってまいります。

また、年度当初の市町村教育長会ですとか、小中学校の校長会などの機会を通じまして、夜間中学校設置への理解を求め、今後の協力を依頼したいと考えております。

そして、県民への広報周知活動に向けた準備を整え、ポスター等を作成、配布したり、説明会なども随時行うこととしております。

さらに市町村教育委員会や中学校校長会とも連携をして、入学希望調査についての詳細を協議し、その後の調査につなげてまいります。

また、徳島中央高校の施設整備を有効に活用しつつ必要な改修計画を立てて、多様なニーズに対応するための教員配置ですとか、教育課程などについて具体的な検討を行い、そういったことをしっかりスピード感をもって協議を進めてまいりたいと考えておりまして、2021年4月開校を目指して、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

高井委員

徳島中央高校に併設をするということですが、徳島中央高校の今の施設の改修とか、開校に向けて施設への予算措置や対応とか今後必要になってまいりますでしょうか。

中上学校政策課学力向上推進幹

必要な校舎等の整備状況、整備に向けた調査につきましては、今後の検討というふうなことで、現段階では具体的な部分につきましては決まっていない状況であります。

高井委員

分かりました。是非、鋭意検討していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

私も市町村が設置するよりも、県が設置するのが本当に一番理想的だなと思います。というのもニーズを把握するという点では、県内全域でいろんなお声を掛けたり、知恵を絞るためにも県が積極的にやってくれるというのがベストだと思っていまして、一つの全国的なモデルになるのではないかと思います。

市町村だけではやはりなかなか希望者がおられなかったり、多様なニーズに十分にお答えするには、やはりちょっと徳島県は人口規模が小さい市町村が多いですので、なかなか市町村ごとに持っていくというのは難しきろうというふうに思っていましたので、先ほど御答弁いただいたとおり鋭意導入検討を進めていただいて無事開校できるように、また我々も予算措置やいろいろな課題が挙がってきた場合に応援もしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、本題にいよいよ入ります。

この間、学校にとっても子供に関わる大きな案件が二つほどございました。

一つは、千葉県野田市の虐待案件であります。もう一つは、大津のいじめ事件の裁判の判決でございます。

大津いじめ事件、8年前になります。ちょうど私が文部科学省で仕事しておりましたときに非常に鮮明に覚えておりますし、当時警察が学校に踏み込んで資料を押収したりもしたこともありましたので、初めて学校に警察が入るといふ事例になり、文部科学省からも職員を送り込んで対応に当たることになりました。

その中でちょうど、当時の教育長が暴漢に襲われたりしたこともありまして、全国を巻き込んだ一つの不幸なケースとなりました。ネット上で加害者であろうと思われる方々の顔や家族やいろいろとさらされて、それは誤情報も当然ございます。その加害者側のお父さんはここに勤めているとか、こういう所に住んでいるとか、そういうことも変に拡散して、非常につらい目にあったり、何かを投げ込まれたり、いろんな非常に不穏な雰囲気の中でマスコミも多く大津小学校を訪れて、子供たちに非常に落ち着かない状況の中にといふ大変な事件となりました。

それをきっかけにいじめ防止対策推進法というのが議員立法でできたわけですが、その判決が8年たって2月19日に出たわけがあります。新聞に多く出ておりましたのでもう詳細は御存じだと思いますが、結局この大津地方裁判所は2人の元同級生が加害行為で自殺の原因になったことを認めて、3,750万円という大きな損害賠償の支払を命じたということになりました。

今回の判決は非常に重たい判決で、いじめた加害者の側が遊びやからかいであったと幾ら言ったとしても、それに対しては損害賠償であったり責任を負うことを一つ社会に対して提示しましたし、いじめを遊びやからかいで行っている人に対しては大変な抑止力になるであろうと思います。画期的な判決でもあります。

そして、ちょうどその大津いじめ事件の判決の別の新聞のところにも、実は読売新聞なんですけど、同じ福島地方裁判所でいじめでうつになったということを訴えたことに対して、それも損害賠償を求めた判決が下されておりました。

これは私立高校で柔道部の3人が加害をしたことによって、いじめられた方がうつになったということで損害賠償を求めておりました。金額は少し求めた額よりも減っておりますが、それでも、いじめでうつに対しても損害賠償を認めた。いじめに対して加害者側の責任が損害賠償を伴うと、重いということがいろんな所で立証されるようになってきましたので、学校現場でも本当に子供がふざけた形でこうしたことを行うということは、自分にも重い責任が伴うということを皆に知らしめるということの中でも、非常に抑止効果はあるんじゃないかと思えます。

しかし、これだけを期待をせずに、やはりいじめで追い込まれる児童をできるだけなくしていくためにも、仕組みとして学校、教育委員会が連携して救うすべを作っていく方法、対応していくということが必要であろうと思います。

今回まず一つ聞きたいのは、前回不登校の児童について人数等も伺いました。多分不登校という児童等また長期欠席者というのですかね、それとか所在不明児童、それぞれに多分児童の状態によってカテゴリーというか、何か把握する範囲がいろいろ違うんじゃないかと思えます。

また、リスクの高い児童の場合は児童相談所に、また特別に学校にも連絡が行くようになってきていると思いますので、いろいろ把握をしているのだらうと思います。

そういう状況の中でも長期欠席者であったり、児童相談所が関わるちょっとリスクの高い児童に対する件数というか、状況を徳島県教育委員会としては把握しているような状況になっているんでしょうか。

中上学校政策課学力向上推進幹

居所不明といいまして、文部科学省が毎年度学校基本調査で1年以上居所が不明であるというふうな児童生徒数について、国が把握をしております。

さらに本県独自ですが、県教委におきまして毎年度5月1日現在で1年未満も含めた居所不明の児童生徒の調査を行っております。

その結果からまず申し上げますと、本年度本県におきましては居所不明の児童生徒はおりません。

高井委員

ほっとしました。良かったです。

一時、無国籍の児童の問題であったり、居所不明児童が多い、特に都市部の地域では非常に虐待事案も続いている中で、親の立場から言うと本当にどこでどうやって生きているんだらうかと非常に大きな不安を起すようなニュースが流れておりましたが、やはり徳島県は特に人間関係が密ですし、地域社会がまだしっかりしているという部分も多くございますが、ただ児童虐待の件数であったり、またいろんなこれから外国人の方も増えてくる可能性も高いと思いますので、居場所が分からない児童に対して何らかの手が届くように、これからも気をつけていかななくてはならないんだらうなと思います。

今のところはいないということでございますので、それで結構かと思います。

では、次の質問に移りたいんですが、例えば、その問題を抱えた児童や生徒であったり、いじめもそうですが、児童の側が訴えてきたり、紙にアンケートであったり何か書いてきたりしたときに学校としての、その受け取る側の初動対応をとといいますか、どういう対応をするようになっているのか、そこも教えていただきたいと思います。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま、児童生徒からアンケート、それから申出によってSOSを出してきたときの担任の対応についての御質問を頂きました。

児童生徒がいじめの案件を、それから生活案件を、いじめとか場合によったら、今回千葉県野田市で生活案件の中に虐待を書いてきたという、こうした場合に特にいじめについて、徳島県いじめ対策組織を全ての小中高等学校、特別支援学校に作っております。

こうしたアンケートや申出によって、いじめ若しくは何らかのSOSが出てきた場合については、そのいじめ対策組織で十分に検討した上で全教職員に周知して、全教職員の組織的な対応によってその子の安全を守っていくという体制を作っております。このことにつきましては、各学校のいじめ防止基本方針に記載してございます。

高井委員

学校ごとにそういう組織ができているのであれば良かったと思います。

今回のこの二つの事案の中でも、学校側や教育委員会の対応として一番問題として挙げられたのは、このアンケートの取扱いであります。

最近のニュースで御承知だと思いますが、児童から預かったものを保護者にどう喝を受けて見せてしまったということ。

以前、大津の事件でも自殺した側の児童のお父さんが見せてほしいと言ったことに対して見せなかったという、秘匿したように見えたことが余計に裁判を誘発するということにもつながったり、学校側や教育委員会というのは事なかれで隠そうとしているのではないかというふうなことを誘発しまして、随分いろいろと批判を受けました。

そういう意味で今の時代が、特に事実を隠しては決してならない、調査委員会とか第三者委員会を立ち上げる中で、やはりできるだけ公開できるものをしていくという方向の中で、特に何があったか知りたいというのが、保護者であったり関係者の方々の一番の思いだろうと思います。そういう意味では、学校側もあのときはつらかったんだろうと思います。

その全児童からアンケートを取って、実際にそのアンケートの中には何がしか個人が特定できるようなことが書かれておったり、事実生々しい言葉もいろいろあったのでしょう。それをそのまま加害者も含めて公開をすることが児童の精神的ないろんな影響を与えたり、地域の皆さんにとっても大きな影響を与えることもあったのかもしれない。

ただ結果としては、警察がいろんな資料を押収して、裁判の中でそれがいろいろ明らかにされる中でこういう判決になってしまいましたので、当時のようにやはりマスコミ対応を誤ったりして、マスコミで流れたことによって多くのその当事者だけならぬ、部外者の側からもいろんな攻撃にさらされるということになり、非常に不幸な状況になってしまいましたので、このアンケートの取扱い等に関してもこれから共有をしながら、しっかりと進めていく必要があるんだろうというふうに思います。

当時は、市が設置した第三者委員会の中では、結局いじめを認めて市は被害者の側と既に和解しておりましたので、今度の裁判は加害者だった御両親と直接の裁判の中でこういう3,750万円と大きな損害賠償が出るということになりました。

非常に不幸な事件ではありましたが、これをやはり、結果としていろんないじめ対策をしっかり進めていく必要があるんだろうと思います。

そういう中で保護者の、特にこの野田市の事件では加害者の親の異常な行動には非常に慄然としますが、担当者の側としてもやはりどう喝されたり、子供から了解をもらっているとかが理詰めとか恐喝とかそういう形でこられたときに、どうしてもそれに屈してしまったということになるんでしょう。そういうときでも徳島県の場合は各学校に対策室があるということなので、必ず持ち帰ってしかるべき人が相談の結果対応する、相談して決めるという仕組みになっているということではないんですね。

森北人権教育課長

ただいま、そういう事案のときにマニュアルがあるかという御質問ですけれども、県教育委員会が作成しました児童虐待等のマニュアルがございまして、またそのような事案で

不当要求等に対応するためのマニュアルも作成し、各学校に配布し周知しているところがございます。

そしてさらに、今回の千葉県の子供の虐待の件を受けて、子供の命を守る対策を早急に講ずるために、国に先駆けて2月6日付けで各市町村教委、学校等へ児童虐待防止対策の徹底について通知しました。通知の内容に関しては、子供に関する内容に関して、特に生活アンケートや面談等で知り得た情報の扱い方については、くれぐれも注意する。子供の安全を第一に考えて対応するというふうなことを通知をしたというところがございます。

高井委員

以前にも、養護教諭が、児童が虐待を受けているんじゃないかということを見つけて、それを校長先生に伝えたところ、保護者の方から誰がそう言うたか言えというよう喝もあって名前を伝えてしまって、不幸にもその教諭の方が命を絶ってしまうというようなことがありました。

幾らどう喝を受けたり、何かしても、やはり子供のことを守るためにも、また教員のことを守るためにもしっかりと学校内で共有して、そしてこれからは、弁護士であったり警察であったり、いろいろな専門家から援助を得られる仕組み、何かあったときに、こう言われたときにどう言い返せば良いか、どう対応すれば良いか、弁護士さんやそういうところであったらよく対応できると思うし、やはりどう喝に屈せずに、怖いとは思いますが、慣れてないとは思いますが、非常に巧妙に言ってくる方もおりますので、そういうときにもしっかりと対応できるように、専門家の皆さんと連携を取りながら相談できる状況を作っておくというふうに、これからも進めていただきたいと思います。

今回の事件もあれですが、児童相談所も増員をするということや警察も初動対応に向けてしっかりと取り組むということになっております。

徳島県は、ちょうど一昨年私も代表質問でしましたが、危険度判定システムがあったり、24時間の警察署の統合や交番や駐在所の再編の中で、何かあったときにできるだけ機敏に対応するというので答弁を頂いておりますので、これからは連携もしっかりとやって、重要度が更に高まると思いますので、子供の権利を守るためにも頑張っていただきたいというふうに思っております。

もう一つ、スマートフォンを学校に持ち込むことをいよいよ文部科学省が解禁をする方向で変わっていくのではないかというニュースでございますが、前回の大阪北部地震を受けて、安否確認のために児童生徒にスマートフォンや携帯等を持たせるのを解禁しようではないかという方向で、今進んでいるそうでありまして、この件についてちょっと伺いたいと思います。

ゲーム依存症であったり、いろんなことの問題が出ておりますが、いろんな議論の末に大阪府は解禁をするということにしたんだろうと思います。

文部科学省もそれを認知するというか、理解する形で原則を禁止した方針の見直しということがこれから行われていくんだろうと思うんですが、災害時の緊急的な連絡手段として安否確認の手段としてはスマートフォンはとても大事だと思います。

しかしながら、学校に持ち込むことのリスクということを私も考えてみました。

まずは、今小学生は多分半分ぐらいの児童が持っていると思いますが、中学生になると

8割方なんではないでしょうか。しかし、学校で持ち込んでいいということになると、子供からすればみんな持っているから、買ってくれと言うのではないか。実は私もそれに直面をしております。中学1年生の息子がそろそろスマートフォンを買ってくれと言うのですが、いやいらんだらうとまだ拒否をしております。現にスマートフォンでなくても携帯でなくても、キッズ携帯もありますが、学校が良しということになれば、やはり、みんな持たせようという雰囲気はこれからますます出てくるのではないかと思います。

安否確認はもちろん大事ですが、それよりも地域のつながりだったり学校との連携であったり、機器に頼らない安全対策というのが、震災やいろいろな事故や事件を防ぐためには、やはり大事であると思っておりますが、持っていない子にも持たせるような動きになってくるんじゃないか。大阪府のは、持つことを勧めるわけではないと、保護者の判断に任せるといふことらしいのですが、自然にそういうことになるのじゃないかなという懸念がまず第一にあります。

もう一つの懸念は、その歩きスマホとか学校の行き帰りとかに、大人でも誰でも自転車でスマートフォンしておいて事故になったケースも最近ありましたし、どうしても持っていれば見てしまうのではないか、学校帰りにたむろしてどこかでやってしまうのではないか、そういう懸念もあります。

最後は、休み時間とか先生が目が届かないときに動画を撮ったり写真を撮ったり、ちょっと著作権であったり、いろいろな写真を撮ることに対して子供たちの意識がまだそんなに高くありません。平気で投稿したり、不適切な画像というのは大人でも最近、飲食業界の不適切な画像をふざけて投稿したとかよく出ておりますが、問題になっておりますが、子供も不適切な画像を撮ったりとか、個人が特定されるような写真を撮影したりしたのを知らずに上げたりして、いろいろな犯罪につながっていくのではないかと懸念が消えません。

絶対、学校内では開かずにと申したとしても、休み時間に先生が目が届かないうちにやったり、私も昔漫画を読んだりしたことがあるので、あんまり偉そうなこと言えませんが、いたずらするのが子供でもありますし、ちょっと危険かなと心配をいたします。

ということで、意見を申し上げましたが、今のこうしたいろいろな報道を受けて、これからどうしていく、方向を考えておられることがあれば教えていただきたいと思っております。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま、高井委員より学校へのスマートフォン、携帯電話の持込みについての御質問を頂きました。

大阪府、そして文部科学省が大阪府の対応を受けて検討に入っているという情報を得ております。

まず、徳島県内のスマートフォン、携帯電話の学校への持込状況について確認しておきますと、公立小中学校におきましては、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、特別な事情がある場合を除いて原則禁止としております。特別な事情があった場合も校内での使用を禁止したり、教員が預かるなど、教育活動に支障がないように配慮しております。県教育委員会といたしましては、緊急時に連絡ができることや学習への利用という有用性がある一方で、委員の御指摘のとおり、ネット上のいじめやトラブルが

増加するのではないかと、それから交通事故の恐れがあるということ、それからネット依存であるとか、それを管理するための教員の負担が増えるのではないかと、そういった問題、それから紛失・破損のリスクがあるといった問題、そういった様々な問題から持込許可に対する弊害への懸念の声も大きいことから、国の動向を注視しつつ学校関係者や教育委員会をはじめ様々な方の御意見を伺いながら、何が子供のためになるのかという視点で今後慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

高井委員

是非、慎重にさせていただきたいと思います。

徳島県も当然、南海トラフ地震やいろんな対応のために、いろいろな安全確認等ももちろん大事な状況と思いますが、さっきおっしゃってくださったようなリスクも踏まえて、文部科学省が原則禁止について見直しをするというような方針を出したとしても、それぞれに現場の判断が一番大事だと思いますので、必要性やいろんなことをしっかりと意見を聞きながら、できるだけ抑制的に進めていただければ有り難いというふうに思います。

さっきの問題でもう1点だけ申し上げたいことがあります。

今日の新聞でしたか、いよいよその児童虐待防止法の改正をするという話の中で、親の体罰を禁止するということを明記するという方向性になると新聞等に出ておりました。

いわゆる子どもの権利条約の趣旨をしっかりと踏まえて、今まで日本ではしつけという名目である程度の懲戒権という体罰のようなものを容認するようなどころがあつて、やはり児童虐待で捕まった親は、必ずしつけだというふうに言うので、いよいよ児童虐待防止法改正の中で、これをしっかりと盛り込まれるということになると思います。

ただ、体罰に頼らないしつけを大人は努めなくてはならないというのは本当にまず基本であるし、そういうことが分かるだけでも、まずは理解が進むだけでも私はある種この方向性はいいのではないかと思います。しかしまた、懸念しているのは最近増えている学校での校内暴力といいますか、子供の側からの先生への暴力や子供同士の暴力等も件数は増えているように聞いております。

最近ですから、いろんな動画等も出てきますので、子供の側でも先生が暴力できないだろうということが分かった上で、非常に攻撃的なことを先生に向かってするような事例もあり、それでカッときて手を出したら、先生が懲戒を受けるというか、そういう状況になるケースもあるようであります。

非常に難しいと思いますが、今の時代には体罰はいけない、昔はすぐ殴られとったというふうによく話を聞きます。年配の方から先生に怒られて殴られたり、蹴られたりした、それが普通だった。でも、それが良しではなくて、やはり今は本当に体罰に頼らない教育であったり、しつけであったりをしっかりとしていくということが子供の人権を守る上でも大事でありますし、そうしていかなければならない。

そういう中で、子供のほうも賢くなってきたというのか、少年法も改正されて非常に低年齢でも少年院へ送られることになりましたが、そうした学校現場の暴力を防ぐということでは、先生の側も非常に手は出さず、でもやはり自分の身を守るといいます、かなり中学生でも男子といえども体も大きいですし、向かってきたら怖い場合も、けがをする場合もあります。

うつで学校を休職している先生方もたくさんおられますし、もちろん、働き方改革というか、忙しくてそういうふうになる場合もありますが、児童生徒との関係で難しさを抱えてうつになったりする先生も多いと思います。

そういう意味で、こうした体罰を禁止しながらも、余計この体罰を明確に禁止するということが規定されれば、ますます賢い子供の中には先生は絶対手を出さないから少々生意気なこと言ってもいけると、暴力を振るうような件も出てくるのではないかということも心配をします。こうした件もこれからいろいろ対応を考えていかなければならないのではないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

森北人権教育課長

生徒からの教員への暴力というふうなところで、今後どうするかという委員からの御質問でございました。

暴力に頼らないということではありますが、今後生命を大事にしたり、人権を尊重する教育を更に一層深めていくことが大切だと思います。自分も大事にできて、他人も大事にできる。そういうふうな学校づくりを進めていくということを、今後一層推進していきたいと考えております。

安西いじめ問題等対策室長

今の点について補足させていただきます。

徳島県のいわゆる問題行動調査、文部科学省の調査によりますと、委員からの対教師への暴力が増加しているのではないかという御指摘でございますが、本県におきましては、ここ数年、対教師への暴力は減少傾向にございまして、生徒間暴力が増加しているという状況にございます。

徳島県におきましては、命と心の授業であるとか、徳島版予防教育であるとか、こういった徳島県教育委員会の事業を積極的に各学校が御活用いただいております。命を大切にするという観点から、看護師や助産師、獣医師、それから心の健康という意味から臨床心理士、こういった方々の講話をしていただいたり、鳴門教育大学と連携して対人関係能力の向上であるとか、自尊感情、いじめ防止といった視点から徳島版予防教育に取り組んでいる学校もございます。

そういった視点から、暴力は絶対に許されないこと、そして命を大切に、自他を大切に育んでいけるような取組を今後も進めることで、暴力行為防止につなげてまいりたいと考えております。

高井委員

道徳教育も、もちろん大事ですが、それも含めて事実、子供たちというのは残酷な部分もあったり、ずる賢い部分もありますし、いろんな見えないところでの暴力行為だったり、いろんなことがあるかも知れません。

教員だけが追い詰められないように、しっかりとチームとして先ほどからあるように、いろんないじめの対応だったり、子供からのいろんなことも含めて、しっかりと共有しながら、自分だけで背負わず、自分だけでつらい思いを持ったり追い込められたりしないよう

な、しっかり教員を守るような体制づくりもこれからも進めていただきたいと思います。

古川委員

まず、教育長から説明があった2月補正予算について聞きたいと思います。

今日の説明資料よりも、議案書の予算説明書の説明欄が詳しいので、そちらで聞かせてもらいますが、皆さんお持ちですか、大丈夫ですか、お願いします。

余り準備ができてないので、素朴な質問になるかと思いますが、まず教育費の207ページから教育費が入ってまして、まず教育総務費の事務局費で、各種負担金3,200万円余りが減額になっているのですが、この負担金の減額というのは、実績に応じた負担金みたいなのがあって、これぐらいの大きい額になっているのでしょうか。

臼杵教育政策課長

今回の2月補正予算に係る減額にかかる補正予算に関してかと思いますが。

すいません、手元のほうに予算書を持ってきていませんので申し訳ございません。

負担金の減額につきましては、幾つかの形があるかというふうに認識をしております。事業費の減に伴います負担金の減というものがございまして、また国の当初予算の段階で、例えば国ですとか、いわゆる団体からの助成金ですとか、そうしたものが内示額が予想よりも低かった場合ですとか、こういう場合に負担金の減額という処理をよく行うというふうなところでございます。

古川委員

今のようなパターンがあると思うのですが、この3,200万円、大きい部分はどこからきたのか、何がこれだけ大きくなったのか、かなり小さい物が積み上がってこうなったのか、結構大きいのがあったみたいなんですけど。

臼杵教育政策課長

負担金の減額の要因というところでございますけれども、教育委員会全体としまして事業をまとめておるところでありましたら、様々な事業の減額でありますとか、そうしたものが積み重なっての減額という場合もありますので、申し訳ございません、ちょっと手元に資料がございませんで、どの部分の事業を指しているのかというところが、ちょっと分からないところでございますので、また後ほど確認しまして御報告させていただければというふうに思います。

古川委員

そのあたりの要因をちゃんと押さえておかないと、当初予算で見込みが甘かったのかどうかとか、こういうことがあるのかなという疑問で聞いてますので、事前に大きいところは理由を聞くよと言ってあったのに、しっかりとそのあたりは答弁できるようにしてもらいたいと思います。じゃあ後でまたお願いします。

210ページの総合教育センター費の中の管理運営費が減額になっている。この役務費が大きいのですが、このあたりは何ですか。

大西総合教育センター所長

ただいまの御質問についてでございますが、今回の補正予算での減額につきましては、県立学校に引き込んでいる通信回線の増速の契約の遅れによるものでございます。

当初は4月から通信回線速度を30メガバイトから100メガバイトへ増速し運用を開始する予定でございましたが、サービス提供会社であります株式会社S T N e t の手続及び切替工事等の遅れによりまして、回線切替契約自体が12月まで8か月間遅延したことによるものでございます。

減額すべき役務費1,239万2,000円につきましては、増速に係る当初予算額2,041万7,000円から、今年度12月から3月までに必要な経費802万5,000円を差し引いた金額でございます。

古川委員

これが遅れたのは、会社側の問題で手続が遅れたということではないという理解でいいのですね。この分は、来年度は当初からなので、来年度はこういうことにはならないですね。

大西総合教育センター所長

今回につきましては、サービス提供会社である株式会社S T N e t の手続及び切替工事の遅れによるものでございます。

現在は、全ての学校で工事が終わってございますので、来年度以降また、今後このようなことが起こりませんように、適正な進行管理に努めてまいりたいと考えております。

古川委員

高等学校費の全日制高等学校管理費が2,700万円ぐらい増額になっていますけども、これについてはどういう理由ですか。

臼杵教育政策課長

教育政策課の予算の中の全日制高等学校管理費の増額につきましての御質問でございます。

今回の全日制高等学校管理費の増額に関しましては、昨年の夏の台風で学校の木が民家に被害を出したことを受けまして、今後同様の被害を出さないようにということで、近隣施設に近い樹木や枝の伐採に要します経費をまず増額ということで計上させていただいたところが一つ。また、その他の要因としましては、農業科高校におきます生産物の販売収入の増収によるものでございまして、販売で得られた歳入を学校で歳出に充てているということでございまして、この関係から増収分に見合いました額の歳出予算の増額補正をしている、こういう内容が主な増額の要因というところでございます。

古川委員

最後ですけど、220ページの社会教育費、社会教育総務費で放課後子供教室推進費補助

金が結構減額になっているんですけども、どれぐらい執行できて1,800万円余りが減額になったかというところを今年度の執行状況を教えていただけますか。

小林生涯学習課長

ただいま、青少年教育費の中の放課後子供教室の事業の執行状況について御質問を頂きました。

この事業につきましては、国、県、実施主体となる市町村が事業費を3分の1ずつ負担して実施しているものでございますが、今年度につきましては、特に市町村からの事前希望と、それと新設開設に向けまして経費を計上していたところでございますが、実は国の補助金決定の段階で20%ほど大きくカットになりまして、この分で減額が大きく出ております。

今年度の実績といたしましては、600万円ほどの減額になりまして、2,098万円ほどのうち、1,800万円ほどが市町村の補助金から減額させていただいておりまして、その分を合わせまして4,000万円ほどの事業費を補助金として出させていただいているところです。

古川委員

国の補助金がカットになったので、それに伴って4,000万円ほど執行して2,000万円弱ぐらいということ。

小林生涯学習課長

そうでございます。

古川委員

しっかり予算を確保して決算で大きく落としていたら結局進んでいないことになるので、どれだけ執行していくかというのは大事だと思います。そのあたりを踏まえて質問させてもらおうと思っているんですけども、来年度もかなり予算を確保されていると思うので、しっかり事業を進めていっていただきたいと思います。

決算はそれで置いて、あと、先ほどキャリア教育の報告の事項がありました。キャリア教育もほんと大事だと思っております。

これまで自分らの時代は、偏差値の高い大学に行って卒業して就職をいい所にとという流れがあったと思うんですけども、そういう流れでもなくなっている。大学を出てもなかなか就職がないとか、ほんとに自分がどういうところに進みたいかというのを見越してしっかりと進学を考えていく。進学指導とキャリア教育とはイコールではないとは思いますが、そういう部分がこれから求められるのではないかと思うので、こういうキャリア教育にしっかり力を入れていくというのはすごく大事なことだと思っています。

今回、成果と課題を分析して、それを受けて三つの推進方針を定めたということなんですけど、もう少し成果と課題の部分を詳しく説明いただけますか。

湊キャリア・消費者教育担当室長

ただいま、委員から、この5年間の成果と課題というふうなことで御質問を頂いたとこ

ろでございます。

この5年間の成果と課題といたしましては、企業などと連携いたしました出前授業や講座、体験活動の実施などが増加、充実したことにより、主体的に考え行動できる児童生徒が増加し、自己肯定感の向上又は夢や目標を抱く児童生徒の割合の高さなどが成果として表れたと考えております。

しかし、小学校、中学校、高等学校と進むにつれまして、その数値が低下しておりまして、働くことの現実の深い理解と合わせ、校種間の接続が問題になっていると考えております。

古川委員

かなり大きくくくった感じで御答弁を頂きましたけれども、先ほども進路指導とキャリア教育はイコールではない、でも狙いとする部分は同じであると思うんですけど、今回キャリア教育を5年間進めてきて、生徒の進路の選択なんかに変化が現れてきたみたいないところはございますか。

湊キャリア・消費者教育担当室長

ただいま、生徒の進路のほうに変更が見えたかどうかという御質問を頂きました。

実際、生徒にそのようなアンケートを取ったというふうなものはございませんが、私自身、昨年度まで現場でおりまして感じてきたところによりますと、やはり生徒の意識というのは、その時々によって変わるものなのかなというふうな感じがしております。

その中で、専門高校からの多様なキャリアパスというふうなこともこれからは考えていかなければならない時代になっておりまして、そのようなことが最近変わってきたことではないかと考えております。

古川委員

私も今年度、監査委員もやらせていただいて、県立高校現場の現状なんかも知ってるんですけども、先ほども言いましたように、なかなか生徒も自分の将来、何がしたいか見つけるのはかなり難しいとは思いますが。大学を出ていけばいけるみたいな時代になってきているので、将来を見つめるようなサポートをしていって、ちょっと変わっていかないといけないのかなと思います。特に自分はこういうところでこういう勉強をしたいんだ、こういうことを身に付けたいんだと思っても、そういうところを与えてくれる学校はどこなのかという情報なんかも、なかなか入ってきづらいみたいなことも聞きましたけれども、最近オープンキャンパスなんかもやっていますけども、こういうのに参加するのに対してのサポートとか助成みたいなのはあるんですか。

湊キャリア・消費者教育担当室長

ただいま、オープンキャンパスとかの補助というふうなことで御質問を頂きましたが、現在、中学生に対しまして専門学科等の説明会を行っております。それからオープンキャンパスとはちょっと違いますが、キャリアガイダンスという形で、高校生を対象に進路を考えるような機会を設けたりしている事業をやっているところでございます。

県内高校におきましては、中学校3年生を対象といたしまして、体験入学を夏季休業中等に実施しているところでございます。

古川委員

分かりました。自分が将来やりたいことを与えてくれる学校を求めていっているというような、それに対するサポートみたいなのをしっかりと予算を確保しながらそのあたりも考えていってほしいなと思いますので、まだ肉付け予算もありますのでしっかりと検討していただきたいと思います。

あともう1点、先ほど岡田委員からもありましたけど、この4月から外国人労働者の受入れもあったり、本当に日本が外国にも開かれた、本当の意味で国際化していく社会を作っていくといけない時代を迎えてきているんだろうなと思ってますけれども、そういうグローバル人材を育成していくというのはすごく大事だと思います。

来年度予算にもこのグローバル人材を育成する事業なんかも継続して設定をされておりますけれども、この間、徳島北高校にお邪魔したときに、そこはたくさんの方が留学をしたりまた留学生を受け入れたりして、そのあたりはすごく、直接外国の方と接したりというのは、すごくインパクトが強いですし、すごく大事な部分だと思いますので、そういった留学の支援とか留学生の受入れを積極的に進めていくとか、そういった部分の今までの取組とか、また来年度の取組とかありましたら教えていただきたいと思います。

藤中グローバル人材育成担当室長

ただいま、古川委員から高校生の留学についての御質問でございます。

事業の内容としましては、短期留学生に対しまして、一人当たり6万円の留学支援金を給付することになっております。ただし、来年度からは、これは国費を活用しておりますので、5万7,000円ということになります。

それと県立中学校の語学留学に関しましても助成を行っております、一人当たり10万円ということで給付をしております。

これまでの実績でございますけれども、語学留学ということで今年度に関しましては、県立学校では延べ225名が海外研修を行っております。

古川委員

分かりました。国費を活用しているのが3,000円減るといのはちょっと問題ですね。国の方針だと逆に増やしていかないといけないんだろうと思うんですけど、このあたりも国としっかりとやらしてもらわないといけないと思います。

予算の範囲内ですか、それとも予算を超えるぐらいの実績でいけてますか、今年度は。予算を超えたらこれを増やすという感じですか。

藤中グローバル人材育成担当室長

先ほど説明させていただきました、国費を活用した6万円ですけれども、これは学校単位で2週間以上の研修に対しまして助成をしておりますので、これは県内では徳島北高校の研修の分のみが対象となるようになっております。

古川委員

分かりました。詳しいことはまた別の機会に聞きますけど、そういう高校生、中学生が海外に直接出て行くというのは機会も増やしてあげられるような予算も付けていただきたいと思いますし、また海外からの受入れをしていくというのも積極的に進めていって、異文化と触れ合うというのはすごく変わるといいますか、良い機会になると思いますので、そういうところもしっかりと進めていってほしいと思います。

最後になりますけども、先ほど高井委員からもありました、いじめの問題、話を聞いててもそのとおりだと思っています。特に法律的な専門家をしっかりと、すぐに助言を受けられるような体制を作っていくというのはすごく大事だと思います。

行政をやっている法律家との連携となるとなかなかハードルが高いところがありました。特に教育委員会はなおさらだと思うんです。

ですから教育委員会の中でしっかりとそういう制度を作って、予算を取って制度を作っていくというのは大事だと思うんです。そのあたりの現状とか今後の見通しとかありますか。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま、いじめ問題等について法律の専門家の活用についての御質問を頂きました。

徳島県教育委員会では、本年度、国の事業を活用し、新たにいじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業を実施しております。

本事業は、法律の専門家である弁護士がその専門的知識、経験に基づき、学校において法的側面からいじめなどの諸課題の予防や効率的な解決に資することを目的としております。

本年度は児童生徒を対象に、いじめの予防教育としてスクールロイヤーが人権を守ることの重要性や、いじめの法律上の取扱いについて学ぶ教材を開発し、出前授業を実施したり、教職員を対象にいじめ防止対策推進法等に基づき、いじめ問題への対応の徹底に向けた助言や法律相談、それから教職員への研修会等を実施しているところでございます。

こうした取組を進めることで、児童生徒が自らいじめ問題について解決しようという態度を身に付けたり、いじめの未然防止、問題解決に向けた学校の対応力の向上につながるものと考えております。

今後とも、学校におけるいじめ防止等に向けた取組をより一層推進していけるよう活用を図ってまいりたいと考えております。

古川委員

分かりました。ともすると皆さん忙しいので、こんな事例が起こると、あいつに任しておこうみたいな感じになってしまうので、そうすると余計に厳しい状態なので、積極的に組織が拾い上げて対応していったらという雰囲気は大事だと思うので、そのあたりしっかり予算も取って体制づくりをしていくというのがすごく重要だと思います。肉付け予算もありますので、しっかり考えて対応していただきたいと思います。

臼杵教育政策課長

先ほど負担金の件で御質問を頂きまして、確認が取れましたので、御説明をさせていただければというふうに思います。

議案書の207ページ、各種負担金、これが3,268万7,000円減額をしているというものでございますが、主な要因といたしまして、奨学金のための給付金事業という国の事業がございまして、これはある一定の収入要件がございまして、その収入要件に応じまして支給をしているものでございます。

この予算を立てるときには平成30年度予算といたしまして、平成29年度の実績見合いで予算を立てていたところでございますけれども、平成30年度になりまして、その実績が予定よりも少なかったため、国の負担金の減額に伴う減額というところが3,100万円余りとなっているものでございます。

山西委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

上村委員

私は、議案第1号、議案第48号、議案第49号については反対です。

山西委員長

それでは、議案第1号「平成31年度徳島県一般会計予算」、議案第48号「徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例等の一部改正について」及び議案第49号「徳島県学校職員定数条例の一部改正について」は、御異議がありますので起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、議案第48号及び議案第49号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号、議案第48号及び議案第49号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く、議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号、議案第48号及び議案第49号を除く、教育委員会

関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第48号及び議案第49号を除く、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第1号、議案第48号、議案第49号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第13号、議案第19号、議案第50号、議案第51号、議案第64号、議案第67号、議案第83号

以上で、教育委員会関係の審査を終わります。

本年度、最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただきましたことに、委員を代表して深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望等については、それぞれ十分尊重していただき、今後の教育行政の推進に反映されますよう、強くお願い申し上げます。

終わりに当たりまして、皆様方にはますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍をされますよう祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

美馬教育長

教育委員会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

ただ今、山西委員長から、御丁寧なる御挨拶を頂きまして、大変恐縮いたしております。

山西委員長、岩佐副委員長をはじめ各委員の皆様方におかれましては、この1年間の御審議を通じまして数多くの貴重な御意見や御指導を賜りましたことに、心から感謝をいたし、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

昨今の本格的な人口減少、IoTやビッグデータ、人工知能等をはじめとする技術革新やグローバル化の進展など、今日まで経験したことがない社会に直面する中、本県の教育行政におきましても、とくしま回帰の促進や、変化の激しい時代を生きる子供たちそれぞれの個性、可能性を伸ばす教育の推進をはじめ、様々な教育課題への迅速かつ的確な対応が求められております。

皆様方より頂きました御意見や御指導を十分肝に銘じ、教職員が一丸となり、しっかり

と取り組んでまいり所存でございますので、今後とも引き続き御指導、ごべんたつを賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、委員長、副委員長をはじめ委員の皆様方の御健勝と、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げます。簡単ではございますがお礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

山西委員長

これをもって、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。（14時13分）